

公認会計士・監査審査会の活動状況

(令和6年度版)

令和7年6月

公認会計士・監査審査会

「公認会計士・監査審査会の活動状況」について

公認会計士・監査審査会令第2条の規定に基づいて定めた公認会計士・監査審査会運営規程第16条に基づき、令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）における公認会計士・監査審査会の活動状況を公表します。

なお、監査事務所等に対する審査及び検査等に関する事項については、例年7月頃に別途公表している「モニタリングレポート」においてその活動状況を取りまとめることとします。

読者の便宜を図るために、一部、令和6年3月31日以前の情報及び令和7年4月1日以降の情報も記載しています。

また、令和6年度及び本年度とは、令和6年4月1日～令和7年3月31日を指し、令和6事務年度及び本事務年度とは、令和6年7月1日～令和7年6月30日を指します。

※ 公認会計士・監査審査会運営規程

第16条 審査会は、毎年度終了後、当該年度における各種措置及び検査実施件数等の活動状況を公表するものとする。

《本冊子に対するご意見等の連絡先》

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課企画係
03-3506-6000(内線 2436)

目 次

はじめに	1
------------	---

【本編】

第1章 組織

1. 公認会計士・監査審査会	5
2. 事務局	5

第2章 公認会計士試験の実施

1. 概説	7
(1) 試験制度の概要	7
(2) 現行試験の概要	7
2. 公認会計士試験の実施状況	9
(1) 令和6年公認会計士試験	9
(2) 令和7年公認会計士試験	11
3. 公認会計士試験に係る情報発信等	11
4. 今後の課題	12
(1) 公認会計士試験のバランス調整の実施	12
(2) 公認会計士試験受験者の裾野拡大のための取組	12
(3) 自然災害を踏まえた試験運営	12
(4) 公認会計士試験のデジタル化	12

第3章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 制度の概要	13
2. 事案の概要	13

第4章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動	15
(1) 設立の経緯	15
(2) 組織	15
(3) 活動状況	17
(4) 日本 IFIAR ネットワーク	21
2. 二国間での協力	21
3. 今後の課題	21

【資料編】

1 公認会計士・監査審査会関連資料

1-1	公認会計士・監査審査会発足の経緯	24
1-2-1	第7期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿	26
1-2-2	第8期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿	27
1-3	公認会計士・監査審査会の開催状況	28

2 公認会計士試験実施関連資料

2-1	公認会計士試験制度の概要	33
2-2	令和6年公認会計士試験の合格発表の概要について	34
2-3	令和6年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の試験結果の概要	42
2-4	令和6年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験結果の概要	43
2-5	令和7年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の試験結果の概要	44
2-6	令和6年度の講演会の開催状況	45

3 諸外国の関係機関との協力関連資料

3-1	IFIAR 本会合開催実績	47
3-2	第24回監査監督機関国際フォーラム（大阪会合）について	48
3-2-2	第24回監査監督機関国際フォーラム（大阪会合）について（プレスリリース）	50
3-3	監査監督機関国際フォーラムによる「2024年検査指摘事項報告書」の公表について	52
3-4	IFIAR 検査ワークショップ開催実績	57
3-5	日本 IFIAR ネットワーク会員	58

はじめに (本年度及び第7期の振り返り)

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成16年4月、独立して職権を行使する機関として金融庁に設置されました。以来、公認会計士監査の品質の確保・向上を図り、その信頼性を確保することにより、資本市場の公平性と透明性を高めることを使命としてまいりました。

1. 本年度を振り返って

審査会は、令和4年4月から第7期（令和4年4月～令和7年3月）がスタートし、令和6年度は第7期の3年目となります。

監査事務所等に対する審査及び検査等（モニタリング）については、令和4年5月に公表した第7期における「監査事務所等モニタリング基本方針―監査品質の持続的な向上の促進―」（令和5年7月に一部改正）及び昨年7月に公表した「令和6事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」に基づき実施してきました。本年度も、引き続き、監査事務所の業務管理態勢・品質管理態勢の実効性を重視してモニタリングを行いました。特に、令和6年7月以降、全ての監査法人に対し改訂品質管理基準等が適用されたことを踏まえ、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの整備・運用状況を重点的に検証したほか、上場会社監査の担い手としての役割が増大している中小規模監査事務所に対するモニタリングをより重視した運用を行ってまいりました。

令和6年公認会計士試験については、引き続き、感染症等対策を講じた上で実施しました。出願者数は平成28年試験以降9年連続して増加しました。これには種々の要因があり得ますが、試験に関する情報提供の充実などに努めた結果、若年層を中心に関心が高まっていることのほか、監査業界における公認会計士の需要が増加していることや監査業界以外の分野でも活躍できる選択肢があることなどが大学生を中心とした若年層に伝わっているものと考えております。

諸外国の監査監督当局との協力・連携については、本年度も金融庁と共に、東京に本部事務局が置かれた、各国の監査監督当局間の協力・連携の場である「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）」における活動を通じて、会計監査に関する国際的な制度・運用の把握や、新しい課題の検討を含むグローバルな監査の品質の向上に係る国際的な議論への積極的な貢献を続けてきました。また、令和5年4月より2年間、議長国（日本）を務める中で、IFIAR本会合や6大監査法人ネットワークのCEO等との対話、グローバル監査品質ワーキング・グループ会合などにおける議論等、IFIARの活動に一層貢献しました。このほか、二国間の協力関係においても、各国と締結してきた情報交換枠組を基に、国際的に活動する監査事務所に係る情報交換や共有を相互に行うなど、審査会の審査・検査活動に資する当局間の連携を行いました。

2. 第7期を振り返って

本年度は、審査会第7期（令和4年4月～令和7年3月）の最終年度に当たります。第7期における3年間の活動について、あらためて振り返ってみたいと思います。

モニタリングについては、第7期における「監査事務所等モニタリング基本方針―監査品質の持続的な向上の促進―」に基づき、監査事務所に対する検査や報告徴収に加え、上場会社監査を行う監査事務所を主な対象として、令和6年7月より、改訂品質管理基準や改訂後の監査法人のガバナンス・コードが適用されるなど、監査事務所をめぐる環境の変化に適切に対応したモニタリングの実施に努めてまいりました。また、監査の品質の確保・向上を図り、業務の適正な運営を確保する主体は監査事務所であることから、監査事務所に自発的な改善活動を促すような実効的なモニタリングに取り組んでまいりました。特に、検査の実施に当たっては、リモート（オンライン）検査と対面での検査を併用して実施することで、効率性の向上を図りました。さらに、モニタリングの成果を関係者及び広く一般に提供していくため、モニタリングレポート等の内容の更なる充実や発信に努めてまいりました。

次に、公認会計士試験については、新試験制度導入後の出願者数等が減少傾向にあった時期から、公認会計士の資格・職業の魅力を社会に広く周知すべく大学等で講演を行うとともに、受験者の知識及び能力がより適正に評価されるよう試験問題の改善に努めてまいりました。その結果、経済状況の改善、日本公認会計士協会の普及活動、監査事務所の業務運営の改善等とも相俟って、平成28年から出願者数は増加に転じ、現在に至っております。

諸外国の監査監督当局との協力・連携については、関連規制の実施状況を含め、国内外における監査を取り巻く環境変化に的確に対応するため、IFIAR等での議論への建設的な貢献や、海外における監査、保証の在り方をめぐる議論の動向把握に努めてまいりました。IFIARの活動等を通じて、一層グローバルな取組に貢献することで、国内の監査の品質の向上に還元してまいりました。

この4月に発足する第8期審査会においても、引き続き、上述の課題群に積極的に取り組むことによって、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、ひいては、日本経済、世界経済の健全な発展に貢献していくことを期待します。

令和7年3月

公認会計士・監査審査会会長

松井 隆幸

(第8期における取組)

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士監査の品質の確保・向上を図り、その信頼性を確保することにより、資本市場の公平性と透明性を高めることを使命としています。

最近の資本市場を取り巻く状況を見ると、金融庁において資産所得倍増や資産運用立国に関する取組を進めており、インベストメントチェーンの好循環を支える基盤として、市場規律が十全に機能するようマーケットガバナンスを高め、資本市場の信頼性を確保していくことがますます重要となっています。

平成16年4月に発足した審査会は、本年4月に第8期を迎えることとなりましたが、このような市場の信頼性確保に向けた監査品質の向上や、監査業務及び公認会計士を取り巻く環境の変化等にも対応していく必要があります。

このため、第8期（令和7年4月～令和10年3月）審査会においては、以下の点に重点的に取り組んでまいります。

1. 監査法人等に対するモニタリング

審査会第8期のスタートに伴い、監査事務所等に対するモニタリングを行うに当たっての「監査事務所等モニタリング基本方針—高品質な監査の実現に向けて—」を本年5月に策定・公表しました。

監査を巡る最近の状況として、上場会社等監査人登録制度の法定化、改訂品質管理基準の施行、監査の基準の改正等、監査品質の確保・向上に向けた環境整備が継続的に行われています。また、上場会社の監査人の交代の状況については、令和4年6月期をピークに減少傾向にあるものの、大手監査法人から準大手監査法人・中小規模監査事務所への異動傾向は続いており、上場会社を監査する担い手の裾野は引き続き拡大しています。

こうした中、第7期では、大手・準大手監査法人に対して適切に検査を実施するとともに、上場会社監査の担い手としての役割が増大している中小規模監査事務所をより重視して検査を実施してきました。この結果、中小規模監査事務所については、金融庁長官に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告を行う事案が多く見られました。また、勧告に至らずとも業務管理態勢等の早急な改善を必要とする事案も多く見られました。

このため、第8期においても、特に中小規模監査事務所について、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビュー結果のほか、上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ重点的に検査を実施し、業務管理態勢等の改善を通じた監査の品質の向上を求めています。一方で、中小規模監査事務所の監査の品質の向上は、審査会検査のみによって達成できるものではありません。中小規模監査事務所全体の監査の品質の向上を図るべく、協会の品質管理レビューの実効性向上や中小規模監査事務所に対する研修などについて協会等の関係者と連携を図ってまいります。

2. 公認会計士試験の実施

監査の品質の確保・向上を図っていく上では、監査業務の担い手として、能力の高い公認会計士を継続的に確保し続けることが重要な課題となります。

公認会計士試験は、公認会計士の選考・育成過程のスタート段階であり、平成 18 年に公認会計士試験が現在の形式の試験になってから約 20 年が経過しました。その間、公認会計士の登録者数は 2 倍以上に増加し、社会全体の会計人材の数は充実してきています。一方で、受験者数が増加し、公認会計士に求められる知識・能力が拡大する中で、引き続き、合格者の資質・能力を確保していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本年 6 月に「公認会計士試験のバランス調整について―受験者の能力のよりの確な判定に向けた試験運営の枠組みや出題内容等の見直し―」（以下「試験のバランス調整」という。）を策定・公表しました。受験者数の増加に伴い、短答式試験の合格率が低下し、論文式試験の合格率は相対的に高い水準となるなか、よりの確な能力判定を行うべく論文式試験の受験者数を増やしていくとともに、公認会計士に求められる知識・能力の拡大を踏まえた出題内容等についても検討していくこととしています。第 8 期においては、こうした試験のバランス調整を着実に進めつつ、引き続き公認会計士試験の公正かつ円滑な実施に努めてまいります。

なお、試験のバランス調整以外にも公認会計士試験の運営に関しては、デジタル化も大きな課題となっております。試験の出願は、令和 7 年試験より全面オンライン化を実現したところですが、受験者の利便性向上の観点から、さらなる機能拡充を図る必要があります。また、他の国家試験等において CBT（Computer Based Testing）試験の導入が進んでいる状況等も踏まえ、公認会計士試験の CBT 化についても検討を行ってまいります。

3. 諸外国の監査監督当局との協力・連携

我が国は、「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）」の議長国・副議長国を計 4 年間務めてまいりました。その間、議長・副議長を務めた長岡 隆 金融庁総合政策局審議官（国際担当）兼 公認会計士・監査審査会事務局長のリーダーシップの下、IFIAR は新たなアジア当局をメンバーに迎えたほか、監査におけるテクノロジーの活用、サステナビリティ保証等、新規課題に組織的に取り組む枠組みを強化してきました。企業活動の拡大に伴い監査業務のグローバル化が進む中、議長国・副議長国として築いた実績・貢献を引き継ぎ、IFIAR の活動に一層貢献していくことが重要だと考えます。

東京にある本部事務局のホスト国として、今後も事務局運営等を支援するとともに、代表理事国として、グローバルな監査品質の向上に向けた議論を主導してまいります。

令和 7 年 6 月

公認会計士・監査審査会会長

青木 雅明